

～大竹市消防本部からのお知らせ～

令和8年3月1日から

「林野火災注意報・林野火災警報」の制度が始まります!



岩手県大船渡市にて発生した林野火災では、林野約 3,370ha が消失するという甚大な被害が発生いたしました。これを踏まえ、令和8年3月1日から林野火災予防を目的に火災予防条例が改正されました。林野火災注意報・林野火災警報発令時には、大竹市内全域で火の使用の制限が課せられます。

「林野火災注意報・林野火災警報」とは

林野火災注意報は、大竹市火災予防条例第 29 条の7の規定に基づくものです。

林野火災警報は、消防法第 22 条第3項の規定に基づくものです。

※いずれも、気象状況が一定の条件を満たしたときに、林野火災の予防を目的として大竹市内全域に発令します。

林野火災注意報の発令基準

次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前 30 日間の合計降水量が 30 ミリ以下
- ② 前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表

※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しない場合もあります。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表されている場合

発令時の制限事項

火災予防のため、次の①から⑤の行為に対して「火の使用の制限」がかかります。林野火災注意報発令時には「努力義務」となりますが、林野火災警報発令時には「義務」となります。林野火災警報発令時に制限事項に違反した場合は消防法により処罰(30万円以下の罰金又は拘留)されます。

- ① 山林、原野などにおいて火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。(花火など、火工品を使用しない。)
- ③ 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④ 屋外において、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰または火粉を始末すること。

林野火災注意報・林野火災警報発令時の周知方法

林野火災注意報・林野火災警報発令時には、以下の方法によるお知らせを予定しています。

- ・防災行政無線の放送
- ・大竹市ホームページ及び公式フェイスブック等の SNS への掲載
- ・消防車両などでの広報
- ・掲示板(のぼり旗)

-問い合わせ先-

大竹市消防本部 予防課

TEL 0827-53-1048

○たき火に該当する行為(イメージ)



○たき火に該当しない行為(イメージ)



注意!

火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為(たき火を含む。)については、あらかじめその旨を消防長へ届出なければなりません。【大竹市火災予防条例 第45条】

※ 届出先は、消防署消防係となります。

※ 届出様式については、大竹市ホームページからダウンロードできます。

(申請書ダウンロード→消防・救急→火災予防条例関係→火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書)

【QRコード】



-問い合わせ先-

大竹市消防署 消防係

TEL 0827-54-0119